

(8) 古典の窓七号

(9) 古代歌謡論 二五〇九三頁

(10) 以下全釈、評釈……とだけあるのは。鴻巣盛広著「万葉集全釈」、窪の空穂著「万葉集評釈」、武田祐吉著「万葉集全註釈」、沢瀧久孝著「万葉集注釈」、土屋文明著「万葉集私注」、「万葉集古義」、「万葉集略解」等をいい、その歌の該当番号の項の解説に記されていることを示す。

(11) 古代歌謡と儀礼の研究 四六五頁

(12) 万葉集全註釈八 三七〇頁

(13) 中村憲吉氏「短歌輪講」(アララギ二二卷六号) 万葉集注釈

卷一一の引用による。

(14) 「万葉集」の世界 国語通信一〇五

(15) 万葉秀歌上巻 二四二頁

(16) 学燈社・国文学一四卷九号

(17) 万葉秀歌下巻 五六頁

(18) 古代和歌 九二頁

(19) 解釈とえ賞 三四卷二号

(20) 人麿歌集旋頭歌の帰属 語文二八

(21) 人麻呂歌集と人麻呂作歌 上代文学論叢所収

(22) 柿本人麿研究における略体歌の位置 文学三一巻五号

## 国見歌と正月・二月

——季節感成立史上の持統朝——

渡 瀬 昌 忠

### 一 はじめに

国見歌は、ほんらい年頭・初春の予祝行事に歌われたものとするのが、こんにち大方の理解であろう。事実、藤原宮時代のさる皇子への挽歌に「春されば……登らして国見遊ばし」(13三三二四)と国見は初春の行事として自覚的にとらえられている。ここには明確

な季節感がある。しかし、万葉集巻頭の舒明天皇の香具山での国見歌、「のぼり立ち国見をすれば 国原は煙立ちたつ 海原はかまめ立ちたつ」(1二)といった詞章には、季節感はなんら示されていない。この舒明天皇国見歌のもつ無季節性と、右の藤原宮時代の国見のもつ明確な春の季節感との間には、どのような過程なり関連なりが存したのであろうか。それこそが日本における季節感成立史の

重要な部分にほかならぬであろうが、それはなお、あたかも地下に埋没した遺構でもあるかのように、とらえがたい。これを発掘するにはどうしたらよいか。

試みに、上代文献に散在する国見歌ないし国見詞章のなかから、その歌唱の關係する月が示されて、しかもその月を異にするものを、一つずつ拾い上げてみる。

①そらみつ大和の国は 神からかありがほしき 国からか住みがほしき ありがほしき国は あきづ島大和

琴歌譜はこの歌を「正月元日余美歌」と題し、その縁起に景行天皇が日向の国で「懐倭国之宮」作った歌と記している。その作者・成立年代はともかく、この歌謡が内容から見て上代歌謡としてのいわゆる国ほめ歌・国見歌であることは言うまでもなく、国見歌が、少なくとも平安時代初期までには、年中行事の一つとして正月元日の行事に歌われたという事実もまた明らかである。

②千葉の葛野を見れば 百千足る家庭も見ゆ 国の秀も見ゆ

応神紀は、この国ほめ歌・国見歌の前に、「六年春二月、天皇幸近江国、至菟道野上、而歌之曰」と、まるで歌の題詞でもあるかのような簡単な記事を付している。この歌謡が、独立した国見歌であって、歴史的存在としての応神天皇によってその六年春二月に一回的事実として歌われたものではないことは、今日あらためて言うまでもない。しかし、同時に、「六年春二月」云々の記事が、まったくでたらめに、この歌謡とはなんの關係もなく付されたものにはすぎないと考えることも、正しくあるまい。この記事が書かれたのは、当時そうした伝承なり記録なりがあったか、この歌謡が春二月の行事に歌われていた事実を反映するか、または執筆者ないし編纂

者がこの歌謡を「六年春二月」の条に定着させるべき他の理由があったか、いずれかの事情によるであろう。

③大和は国のまほらま たたなづく青垣 山こもれる 大和しうるはし

景行紀は、この歌謡を中心とする三首一組の「思邦歌」を、天皇が日向の国で「憶三京都」歌ったものとしている。これは、われわれをして直ちに琴歌譜の縁起に記すところの、①の歌謡の成立事情を想起せしめる。ところが景行紀は、思邦歌を「十七年春三月戊戌朔己酉（十二日）幸子湯泉、遊于丹裳小野」という記事の後に「是日」のこととして付載している。つまり両者は、同じ景行天皇の望郷歌とされる国ほめ歌でありながら、その歌のかかわる月には、正月と三月との違いがあるのだ。

④大和はうら安の国 くはし戈千足る国 磯輪上秀つま国

神武紀は、これを伊弉諾尊の「目此国」唱えた詞章として、大己貴大神の「玉垣の内つ国」、饒速日命の「そらみつ大和の国」と共に、神武天皇による大和朝妻での国見とその詞章との記録の後に、集め録している。これらの神々の国ほめ詞章を初代人皇の国見の記事のもとに収録した神武紀の執筆・編纂者の意図は、天皇による国見行事の神聖なる起源を語ろうとするところにあつたらう。そして、この初代天皇の「登三腋上噉間丘、而廻三望国状曰」とする国見は、神武紀三十一年「夏四月乙酉朔皇興巡幸」の条下に記されている。すなわち、天皇国見の起源は夏四月のこととされているのである。

以上四つの国見歌・国見詞章の発唱にかかわる月が、正月・二月・三月・四月であるのは、なぜか。そして、年月に直接にかかわり

をもつ日本書紀歌謡のうち、国見歌と目されるものの月がすべて二月から四月までの範囲内にあるのは、なぜか。それは、偶然とするにはあまりに片寄りすぎる。

次のような事例をわれわれは考え合わせるべきであろう。すなわち、後の七月七日の相撲の節会の起源説話とも言うべき、野見宿禰と当麻蹶速との「搦力」のことが、垂仁紀七年「秋七月、己巳朔乙亥（七日）」の条に記されている例、あるいは、後の正月七日の白馬の節会、天武紀・持統紀あたりに頻出する七日の饗宴の行事をもとに虚構されたかと思われる、景行紀五十一年の稚足彦尊と武内宿禰との忠勤の話が、「春正月、壬午朔戊子（七日）」の「招群卿而宴」の条に記されている例、また推古紀二十年には「春正月、辛巳朔丁亥（七日）、置酒宴群卿」。是日」として「やすみししわが大君」に始まる寿歌と「蘇我の子らを 大君の使はすらしき」と結ばれる讚歌とを録しており、琴歌譜にも（正月）「七日、阿遊陀扶理」と題する組歌を載せている例、これらの事例は、日本書紀成立過程のある時期に、当時宮廷で行なわれていた行事に基づいて、説話や歌謡のかかわる月日が決定せられた形跡を示す。してみれば、国見歌の場合も、それが日本書紀において二月・三月・四月にかかわっているのは、やはりそのころが国見歌の歌われる場としての行事の行なわれた時節だったからではなからうか。

それにしても、正月七日・七月七日の節会を基盤とする仮託が、日本書紀においてそれぞれ正月七日・七月七日という明確な月日によって為されているのに比して、国見の二月・三月・四月というのは、分散しすぎている。このことは何を意味するのか。あるいは、これが、季節感成立過程という地下遺構の遺物の、表土上に露出し

た破片であるかもしれない。

そこでこれについて考えるために、正月から四月までの月別に、トレンチ（試掘溝）を掘るような作業を試みたい。本稿では、正月と二月との二本のトレンチを入れてみる。

## 二 正月の国ほめ歌

①の歌曲名としての「余美歌」は、読むような曲調から名づけられた「読歌」であるか、それとも、内容から命名された「慶歌」「寿歌」であるか、定説を見ない。が、この歌謡の内容からすれば、これは一方では国ほめ歌・国見歌にちがいないと同時に、また他方ではその「ありがほしき国」という連体形の形の新しさから言っても、「神からかありがほしき 国からか住みがほしき」という国ほめの詞章が奉仕の誓詞でもありえている点から見ても、『記紀歌謡集全講』（武田祐吉・昭31年5月）が「宮廷に仕える有識者の頌歌であるようだ」と言い「元日の行事には、ふさわしい歌曲である」としたのが肯られるものである。

また、琴歌譜において、「余美歌」と同じく正月元日の項に連ねられている「宇吉歌」は酒盃を献ずる歌であること、続く「片降」新しき年のはじめにかくしこそ千年をかねて楽しきをへめ

の類歌が、古今和歌集の大歌所御歌中の「おほなほびのうた」（古20一〇六九）や続日本紀の天平十四年正月十六日の宴歌やにも見られること、貞観儀式の「元正受朝賀儀」の奏賀詞や宣命にも「新年乃新月乃新日爾与三天地共爾」云々といった類似の詞章があること、同じ儀式の「元日御豊楽院儀」に「大歌」が奏せられること、以上の主として平安朝の一連の事実からすれば、琴歌譜の「正月元日」

の項の最初の「余美歌」は、朝賀（賀正）の儀礼またはそれに続く元日の宴会（節会）において、最初に歌唱された国ほめ歌であったと考えられる。一言でいえば、①の余美歌は、元日朝賀にかかわる国ほめの賀歌であった。

では、元日朝賀の儀はいつごろ始められたものだろうか。

日本書紀では、神武紀に

辛酉年春正月庚辰朔、天皇即<sub>二</sub>帝位於<sub>一</sub>橿原宮。是歳為<sub>二</sub>天皇元年<sub>一</sub>。尊<sub>三</sub>正妃<sub>二</sub>為<sub>一</sub>皇后。

とあるのを初めとして、天皇即位・立后・立太子などを正月朔日のこととするものが多い。これは元日を統治者としての天皇の重要な儀礼を行うべき日とする考えに基づくものである。先代旧事本紀（神武本紀）は神武天皇即位の正月朔日をもって「即位・賀正・御都・踐祚等事、並發<sub>二</sub>此時<sub>一</sub>」としているが、むろん神武紀の右の記事をそのまま賀正の儀の歴史的初発とするわけにはいかない。

欽明紀四年（五四三）十二月、任那執事と日本府執事とが百濟からの呼び出しに対して「過<sub>三</sub>正旦<sub>二</sub>而往聽焉<sub>一</sub>」と答え、翌五年春正月、再度の百濟の呼び出しにも「祭<sub>レ</sub>神時到。祭了而往<sub>一</sub>」と答えて応じなかったことが述べられる（欽明紀五年三月条では「新年」「祭時」の語が用いられる）。ここには正月元旦の何らかの儀礼とそれに続いて行われる神祭りの行事との存在が示されているが、これは百濟関係資料であり、書紀編修時の百濟系史官の関与するところであって（太田善磨『古代日本文学思潮論』三三四ページ、昭37年11月）、これをもって直ちに六世紀の日本の宮廷に正月元日の儀の存したことの証とはならない。

「元日」の語が初めて用いられるのは、推古紀十一年（六〇三）十

二月戊辰朔壬申（五日）の、始めて冠位十二階を行う記事の最後に「唯元日、着<sub>三</sub>警華<sub>一</sub>」と付記されたもので、翌十二年春正月戊戌朔（一日）に、始めて冠位を諸臣に賜わる記事がある。政事要略が「儒伝日」としてこの十二年「正月戊戌朔、始用<sub>二</sub>曆日<sub>一</sub>」としたのは、これらの記事に基づいたものだろう。推古紀の記事を素直にとれば、この時すでに曆日が行われ、その元日には「うず」をさす特別の行事が行なわれたことになるが、しかし、曆法の正式施行は持統天皇四年（六九〇）十一月までくだるし、少なくとも舒明紀（巻第二十三）までは曆日記載のともと備わらなかったものと見られる（太田善磨、前掲書、三〇四ページ）ので、政事要略の儒伝の説は疑わしく、右の「元日」云々も、正月元日のこととすれば、後の補記であらう。

正月元日の朝賀が最初にまともな現われるのは孝徳紀である。

大化二年春正月甲子朔、賀<sub>二</sub>正礼<sub>一</sub>畢、即宜<sub>二</sub>改新之詔<sub>一</sub>曰……。

四年春正月壬午朔、賀<sub>二</sub>正焉<sub>一</sub>。是夕、天皇幸<sub>二</sub>于難波碕宮<sub>一</sub>。

五年春正月丙午朔、賀<sub>二</sub>正焉<sub>一</sub>。

白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸<sub>二</sub>味経宮<sub>一</sub>觀<sub>二</sub>賀<sub>一</sub>正礼。是日、車駕還<sub>レ</sub>宮。

三年春正月己未朔、元日礼訖、車駕幸<sub>二</sub>大郡宮<sub>一</sub>。

大化二年（六四六）のは賀正礼の初出であり、以後毎年のように続けられている。特に注目されるのは、大化四年・白雉元年・三年のが車駕行幸を伴っていることであり、白雉元年（六五〇）のごときは難波長柄宮の海辺に近い味経宮にわざわざ出かけて賀正礼を「観」している。この賀正礼は、儀礼としてかなり備わっていたもののように、白雉元年二月には「甲申（十五日）朝廷隊仗、如<sub>二</sub>元会儀<sub>一</sub>。」と記さ

れている。国見歌のなかには、そうした賀正礼の一環として発唱されたかと思われるようなものもある。古事記(中、応神)の年月不明の次の国見歌

おしてるや難波の埼よ 出で立ちてわが国見れば 粟島おのころ島 あぢまさの島も見ゆ さけつ島見ゆ

これなど、大化四年(六四八)の難波の碓の宮への行幸とも対応して、まことに意味ありげな詞章だ。

しかし、この孝徳紀に特にまとまって現われる「賀正礼」をどこまで疑いない客観的事実となしうるかは問題であろう。というのは、その後「賀正」の礼は、斉明紀になく、天智紀にただ一つ、十年(六七二)の春正月己亥朔庚子(二日)、蘇我赤兄と巨勢人とが「進<sub>二</sub>於殿前奏賀正事<sub>一</sub>」した記事があるのみで日本書紀における「賀正」の語は以上の孝徳紀(四例)と天智紀(一例)との計五例をもつて尽きるからであり、また、先掲の白雉元年二月十五日の「朝庭隊仗、如三元会儀」という語句も、「隊仗」は宮衛令(有非違条)の用語であり、「如三元会儀」は河村秀根の『書紀集解』の指摘に従えば後漢書明帝紀からのそのままの借用であって、同日の記事には他にも三箇所に及ぶ明確な後漢書明帝紀(卷二)からの借用が指摘され(小島憲之『上代日本文学と中国文学上』三三九ページ、昭37年9月)、祥瑞白雉の出現をめぐる絢爛たる修辞の一つにすぎないからである。

天武紀になると

四年春正月丙午朔、……丁未(二日)、皇子以下、百寮諸人拜朝。

五年春正月庚子朔、群臣百寮拜朝。

十年春正月辛未朔、……癸酉(三日)、百寮諸人拜朝庭。

十二年春正月己丑朔庚寅(二日)、百寮拜朝庭。  
十四年春正月丁未朔戊申(二日)、百寮拜朝庭。

孝徳紀の「賀正礼」がここでは「百寮拜朝」に転じ、元日より二日の方が多くなつて、むしろその元日に固定しないことの方が客観的事実に基づくものと見られよう。

持統紀には、二年間の服喪廢朝の後、

三年春正月甲寅朔、天皇朝三方国于前殿。

という、万国に君臨する統治者としての、特色ある元日の儀礼の記事が見え、その翌四年(六九〇)春正月戊寅朔の即位の儀の叙述に続いて「公卿百寮、羅列匝拜、而拍<sub>レ</sub>手焉。」と記し、翌日に次の一文を記す。

己卯(二日)、公卿百寮、拜朝如三元会儀。

この「如三元会儀」は、先に見た白雉元年二月のものと共に日本書紀においてただ二例のみのものだが、持統紀の「元会儀」は前日正月朔日の具体的事実「公卿百寮、つらなりてあまねく拜みたまつりて、手拍つ」を受けているのであって、孝徳紀のそのような単なる修辞ではない。元日の「拜朝」の具体的な儀礼が二日にもくり返されたという客観的な記事なのである。正月元日の儀としての「百寮拜朝」は持統天皇四年正月に固定したと見るべきではなからうか。

続日本紀になると、文武天皇の二年(六九八)

二年春正月壬戌朔、天皇御大極殿受朝、文武百寮及新羅朝貢

使拜賀、其儀如<sub>レ</sub>常。

に見られるように、元日の受朝・拜賀の儀の全き固定が確認される。

以上によって、元日朝賀の儀が持統朝以後にその固定を見たものといえるならば、琴歌譜に定着した正月元日の賀歌の場、したがってその賀歌（国ほめ歌）の発唱もまた、持統朝以後のことといえるだろう。少なくともそれ以前にはさかのぼらないだろう。日本書紀に国ほめ歌を正月の記事としたものの一例もないところからすれば、あるいは、それは日本書紀成立以後のことであるかもしれない。いずれにせよ、国見歌・国ほめ歌の、暦年の年頭、正月元日の行事として歌われた時期が、七世紀末より前にさかのぼることは、まずないものと言わなければならぬ。

### 三 二月の望祭歌

応神紀の②の国ほめ歌と共に、二月にかかわるものとして注目されるのは、雄略紀六年春二月の次の山ほめ歌である。

こもりくの泊瀬の山は 出で立ちのよろしき山 走り出のよろしき山の こもりくの泊瀬の山は あやにうらぐはし あやにうらぐはし

国見歌が山をもほめることは、③の思邦歌の「たたなづく青垣」や、舒明天皇の国見歌の「大和には群山あれど とりよろふ天の香具山」（一二）やにも見られるところである。いまこの両者の題詞を並べてみる。

（応神天皇）六年春二月、天皇幸<sub>二</sub>近江国<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>菟道野上<sub>一</sub>而歌之曰、

（雄略天皇）六年春二月壬子朔乙卯（四日）、天皇遊<sub>二</sub>乎泊瀬小野<sub>一</sub>觀<sub>二</sub>山野之体勢<sub>一</sub>、慨然興<sub>レ</sub>感歌曰、

この両者の国ほめが、説話中に入れられたものでなく純粋な国見で

あり、しかも共に「二月」とする点に注意し、礼記（王制）の文を引いて、「中国の儀礼を知っての定着ではなかったかという想像を惹起する」と言われたのは、中西進氏であった（『万葉集の比較文学的研究』七五～七六ページ、昭38年1月）。礼記（王制）の記事は

天子五年一巡守。歳二月東巡守、至<sub>二</sub>岱宗<sub>一</sub>柴而望<sub>二</sub>祀山川<sub>一</sub>。觀諸侯<sub>二</sub>云々

というものだが、これは、応神紀と雄略紀とが、天皇の「二月」に巡幸・巡遊して野に「至」り山野を「觀」た時の歌とするのと、確かに似るところがある。特に、両者ともに「六年春二月」としていう点が重要である。これは、即位の年から五年を隔てた歳の二月ということであって、中国の天子の、五年に一度の二月巡守、山川の望祀を意識したものであることを物語る。応神紀のごときは、その六年の条はこの記事のみであり、雄略紀もその六年春二月の記事はこれだけである。これらは、歌謡の「葛野」とか「泊瀬」とかの地名に縁故を求めつつ、応神・雄略という強力な天皇に付託され、構えて「六年二月」に据えられた記事にはかならぬ。

このことを考える上で注目せねばならぬのは持統紀である。持統天皇四年正月の即位その他の儀礼の行われた直後、二月に、次の二つの行幸の記事がある。

二月戊申朔壬子（五日）、天皇幸<sub>二</sub>于腋上<sub>一</sub>觀<sub>二</sub>公卿大夫之馬<sub>一</sub>。甲子（十七日）、天皇幸<sub>二</sub>吉野宮<sub>一</sub>。

前者の腋上への行幸は、天皇即位後最初の出御であり、かつ、その大和朝妻の腋上の地が初代天皇神武（三十一年夏四月）の国見の故地であることを思うと、新たな統治者としての持統天皇の出現に重大な意味をもったものと言うべく、おそらくは古い天皇国見の伝統

に則った行幸であつたらうが、神武天皇の四月のそれとは異つて二月のものであるところに、中国天子の巡守の礼にも比すべきものとしての自覚がなかったとは言われない。ひきつづく十七日の吉野への行幸も、同様に、持統朝以前および持統天皇自身のたび重なる吉野行幸の中で特殊の意味をもつものなるべく、その二月に行われたものの最初であり、二度めの二月吉野行幸は、まさしく五年を隔てた持統天皇九年なのである。

持統天皇の即位の年(四年)の吉野行幸は、二月(十七日)、五月(三日)、八月(四日)、十月(五日)、十二月(十二日)の五回に及んでいる。これは、前年(三年)のそれが春正月と秋八月との春秋二度のみであつたのに対して、四季にわたつており、しかも冬の二回を除いては仲春・仲夏・仲秋であるところに意味がありそうだ。孟冬と季冬との二回に挟まれている仲冬十一月には「甲申(十一日)、奉<sub>レ</sub>勅始行<sub>三</sub>元嘉曆与<sub>二</sub>儀鳳曆<sub>一</sub>」とあつて、中国曆の初の正式施行を見る。また同じ年の孟秋の月の「秋七月丙子朔、公卿百寮人等、始着<sub>三</sub>新朝服<sub>一</sub>」の記事は、天武紀十二年十二月甲寅朔の庚午(十七日)の、礼記(月令)、周礼(地官)あたりの影響かと思われる「諸文武官人及畿内有位人等、四孟月、必朝参」という詔の、最初の実行の記録である。

その後、持統天皇の吉野行幸は、翌五年に孟春正月・孟夏四月・孟秋七月・孟冬十月の四回、四季の孟月に行われるのを初めとして、六年には春のみを欠いて夏五月・秋七月・冬十月、七年には春三月・夏五月・秋七月八月・冬十一月、八年には春正月・夏四月・秋九月で冬のみを欠き、九年には春二月三月・夏六月・秋八月・冬十二月と、この四年から九年までの六年間は、ほぼ四季の各季に一

回ずつの割合で行われている。

これら一連の事実は、持統天皇四年という歳が四季観念・季節感の成立にとつてきわめて重要な意味をもつ歳であつたことを窺わせるに充分である。が、そればかりではない。

礼記の王制によれば、天子は五年に一度、歳の二月に東に巡守し、泰山に至つて山川を望祀し、国状民風を視察するのだが、同じ「巡守之礼」はその歳の五月・八月・十一月にも反復されることになつていた。すなわち、

五月南巡守。至<sub>三</sub>于南嶽。如<sub>二</sub>東巡守之礼<sub>一</sub>。

八月西巡守。至<sub>三</sub>于西嶽。如<sub>二</sub>南巡守之礼<sub>一</sub>。

十有一月北巡守。至<sub>三</sub>于北嶽。如<sub>二</sub>西巡守之礼<sub>一</sub>。

仲春二月の東の泰山に対して、仲夏五月には南の衡山、仲秋八月には西の華山、仲冬十一月には北の恆山と、巡守・望祀の礼が四時を四方に配してくり返されたのである。持統天皇の吉野行幸は、そのような、いわば悟性的立体的な天下支配の構想ともいへべき東南西北への巡守という形をとらず、「天ノ下に 国はしもさはにあれども」「御心を吉野の国」(136)への、いわば感性的直線的な志向を見せた往復であり、そこにいかにも日本的・帝制的な特質がありもするのだが、しかし、その即位の年における吉野行幸の二月・五月・八月・十月十二月という四季的反復は、礼記(王制)の四仲月の巡守礼と揆を一にする。二月に始まる右のような月の一致は持統天皇四年だけのことである。そして五年を隔てた持統九年の吉野行幸は、ふたたび二月に始められ、やや崩れた形ではあるが、計五回の反復を見せる。少なくとも、持統天皇の四年と九年との二月の吉野行幸は、中国天子の五年に一度の二月巡守の礼に学んだものに

ちがない。礼記の叙述も特に二年に力点が置かれている。

持統朝における人麻呂の「幸吉野宮之時」の作歌が、その第一首の長歌（136）に「山川の清き河内と 御心を吉野の国の」とか「此の川の絶ゆることなく 此の山のいや高しらす」とか歌い、第二首の長反歌（138・39）にも「山川も寄りて仕ふる」と二度くり返すのも、偶然ではない。ここに三出する、山と川とを並称して「山川」と表記する語は、案外に乏しく、万葉では、巻六冒頭の笠朝臣金村の「幸于芳野離宮時」の作歌「山川を清みさやけみ」（6907）と巻七「芳野作」の作者未詳歌「山川清み」（71131）とに、人麻呂の吉野宮作歌を踏襲した国見発想の二例を見るほかには、巻十五の中臣宅守の贈答歌に「山川をなかにへなりて」（153755・3764）の二例を数えるにすぎない。

もっとも「山中の川」の意の「山川（やまがは）」の語は、すでに用いられていた。仮名書き例では孝徳紀大化五年三月、野中川原史満の皇太子に奉った歌に「耶麻鵝播に鴛鴦二つ居て」とあり、人麻呂集では略体歌に「山川のたぎつ心」（122433）「山川の水陰に生ふる山草の」（122862）とある。「山と川と」の意の「山川」という表記も、人麻呂集略体歌の

恋ふることなぐさめかねて出で行けば 山川 知らず来にけり  
（112414）

に見られるが、これは「山モ川ヲモ」とか「山ヲモ川モ」とか訓まれるもので、「やまかは」ではない。

要するに、「山川」の語は、人麻呂にとって元来なじみのない語ではなかったが、「山と川と」の意で「やまかは」と訓ませて歌詞に用いたのは、吉野宮作歌が最初だったのである。

古事記では、序文の「皇輿忽駕、凌渡山川」と、本文でも比較

的漢文式な「山川悉動、国土皆震」（上）とを見るのみであり、日本書紀では、「山川」の語（文字）は全部で七例、すべて「山と川と」の意に用いられる。懐風藻の五例もそうだ。これらはみな「山川草木」（神代紀上）「山川之險」（景行紀十二年九月）とか「気爽山川麗」（懐風藻、釈智蔵）とかに明らかかなように、漢語としての熟語である。散文において特に注意せられるのは、推古紀十五年春二月の詔の「周祠山川」の句である。「書紀集解」は尚書舜典の「望于山川」と漢書武帝紀の「令祠官修山川之祠」とを挙げていますが、礼記王制の「望祀山川」をも挙げねばなるまい（同じ詔の「饗者」の語も礼記檀弓にある）。いずれにせよ、こうした漢籍に見られる中国天子の典礼が、わが推古紀十五年二月の詔の詞句や人麻呂の吉野宮作歌やに影響を及ぼしたろうことは疑いない。

人麻呂の場合、一方では、「山川」は、天皇に対して「御調」を「奉」る「山神」と「大御食に仕へまつる」「川之神」とであって、それはとりもなおさず祭祀の対象であった。礼記（王制）によると、名高い「山川」は

天子祭天下名山大川。五嶽視三公、四瀆視諸侯。

天子にとって三公・諸侯になぞらえて祭るべきものであったから、人麻呂が吉野の「山川」を天皇に奉仕する神の姿においてほめ歌ったのは、まさしく、中国天子のごとくにわが天皇の「祭」るべき、その対象としての「山川」を歌ったものにほかならぬ。

人麻呂にとって、また一方では、「山川」は「見」ることの対象であった。「山川の清き河内」の「滝の宮」や「吉野の河」は「見れど飽かぬ」とくり返し歌われ（136・37）、あるいは「上り立

ち、国見をせせば」として「山川」のにぎわしい奉仕が歌われているからである。舒明天皇の国見歌では、「のほり立ち国見をすれば」の「国見」が題詞には「望国」と記されているから、「見」ることはすなわち「望」である。

つまり、人麻呂作歌における「山川」は「望(見)」と「祭(祀)」との対象であった。持統天皇四年の吉野宮行幸と人麻呂の吉野宮作歌とは、天皇による「望祀山川」の一点において、間隙なく合体するのである。この二篇の長歌の成立は持統四年ではなかったか。

人麻呂の吉野宮作歌における

上り立ち国見をせせば たたなはる青垣山 山神の奉る御調と  
春へは花かざし持ち 秋立てば黄葉かざせり(一三八)

という春秋対比の、中国風ではあるが独自の季節表現のごときも、前年(三年)に行われた春正月と秋八月との春秋二度の吉野行幸と、天皇即位の当年(四年)に初めて確立する四季の吉野行幸と、当年十一月に始まる中国暦法の施行と、そして翌年(五年)の四孟月の吉野行幸と、そうした四季観念季節感確立の背景のもとに、新たな山川望祀の歌の場で、天皇国見の対象としての「青垣山」を見(望)、臣下のごとくに現人神天皇に奉仕する「山神」をほめ祭(祀)るべくして、独自に創造せられた擬人的表現にほかならなかった。

吉野の歌は、人麻呂以前にも以後にもあった。以前には天武天皇にかかわっており、以後には赤人・金村・旅人らにかかわってそれはある。しかし、「山川も寄りて仕ふる」という、明確に吉野の「山川」を望祭する発想は、厳密には人麻呂に始まって人麻呂に終わる。それは、吉野への二月行幸が、持統天皇の即位の年(四年)から文武天皇の大宝元年までの合計四回以外には後にも前にもない

ことと関連する。

持統朝以前の吉野行幸は、神武前紀戊午年八月、応神紀十九年十月、雄略紀二年十月、同四年八月、斉明紀五年三月、天智紀十年十月(東宮)、天武紀八年五月、以上がそのすべてであって、二月は一度もない。持統朝の吉野行幸は三十一回を数えるが、そのうち天皇即位の四年(六九〇)二月と、その五年後の九年(六九五)二月との二回については、すでに述べた。どうしたわけか、さらに翌十年(六九六)にも二月に吉野宮行幸を見る。この年は、珍しく夏二回、四月と六月ともあって、それだけでぶつり終わる。秋七月高市皇子薨じ、この年は持統天皇の呼吸にも乱れを感じる。十一年(六九七)には、夏四月一回の吉野行幸のみで、その八月皇太子への禪位となる。そして、十年の二月行幸から数えてまた五年後の大宝元年(七〇一)二月に、おそらく持統太上天皇の発意で吉野行幸が行われ、これが最後の吉野二月行幸となった。そうして、持統上皇は翌大宝二年(七〇二)十二月に崩ずる。それ以後の吉野行幸は天平八年六月まで四回を数えるが二月は一度もない。二月の「望祀山川」の吉野行幸は、持統その人のものだったのである。人麻呂の作歌が持統天皇の意に密着していたことは、いよいよ明らかである。

以上によって、持統天皇による吉野への二月行幸が、礼記(王制)に記された、中国天子による五年に一度の二月巡守の礼、泰山での山川望祀に倣ったものであり、持統以前にも以後にもなかったものであることが、是認せられるかと思う。もしそうなら、応神紀六年二月の国ほめ歌および雄略紀六年二月の山ほめ歌を、ほかならぬ即位の年から五年後の「六年二月」のものとして定着せしめたその時期も、持統朝(その四年二月以後)だったろう、という想定がきわめ

て自然に成り立つのである。

#### 四 むすび

以上は、季節感成立史発掘のためのごく基礎的な作業の一部にすぎない。しかも国見歌に関してだけでも、まだ三月・四月の二本のトレンチは掘りのこしてある。しかし以上の作業によって一往明らかにしえたことは、国見歌が二月とかかわったのは持統朝のことであり、それが正月元日とかかわったのは持統朝以後のことだろう、という簡単な事実であった。

すると、持統朝以前すなわち人麻呂以前の成立と目される国見歌は、暦年の正月・二月にかかわるものではなかったろうということになる。では、それらの古い国見歌は、いかなる季節、いかなる月

## 万葉歌に於けるつる草の文学性

——表現意識をめぐって——

と本来かかわっていたのか。そこに浮かび上がるのが三月・四月であるが、それについての作業は別稿に譲る。

とにかく、天皇・皇子の国見の時節には、持統朝あたりを境に、きわめて重大な転換が生じている。このことは、持統天皇の「春過ぎて夏来たるらし」(1二八)の、あの鮮やかな季節感の出現、柿本人麻呂における季節感の確立(『国文学』70巻5号、昭44年5月、拙稿)人麻呂の非略体歌集における日本文学史上最初の季節分類、等々が持統朝の周辺に集中して来ることと、きわめて緊密な関係をもつ。

日本の季節感成立史において持統朝(その四年)が決定的な位置を占めることは、確実である。

近 藤 信 義

#### 一 序

大船の 思ひたのみて、木妨己、いや遠長く 我が思へる 君  
によりては 言の故も 無くありこそと 木綿たすき 肩に取

りかけ 斎瓮を 斎ひ掘り据ゑ 天地の 神にぞ吾が祈むい  
たもすべ無み(13・三二八八)

右の木妨己は、従来サナカヅラと訓まれてきたがしかしその訓にはいさゝか問題がある。本論はその訓に対する疑問から出発する。